

次期「みえ高齢者元気・かがやきプラン」の策定について

1 プラン策定の経緯

「みえ高齢者元気・かがやきプラン」は、介護保険法に基づく介護保険事業支援計画と老人福祉法に基づく高齢者福祉計画を一体とした計画で、高齢者への福祉サービス全般にかかる事項を対象とするとともに、市町が策定する介護保険事業計画に基づき、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数などを定めたものです。

平成12年以降、3年ごとに改定を行っており、令和2年度に策定した現行プランは令和5年度末をもって終期を迎えることから、今年度、令和6年度から令和8年度までの3年間を期間とする新たなプランを策定します。

2 現行プランの取組等

現行プランにおいては、次の6つを柱に、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム（※）のさらなる深化・推進に取り組むことで、地域共生社会の実現を図ることとしています。

（※）高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制。

<6つの柱>

- 1 介護サービス基盤の整備
- 2 地域包括ケアシステム推進のための支援
 - （1）地域包括支援センターの機能強化
 - （2）在宅医療・介護連携の推進
 - （3）介護予防・生活支援サービスの充実
- 3 認知症施策の推進
 - （1）地域支援体制の強化と普及啓発～「共生」の取組
 - （2）医療・介護サービスの充実と予防～「予防」の取組
- 4 安全安心のまちづくり
 - （1）高齢者の社会参加
 - （2）高齢者に相応しい住まいの確保
 - （3）権利擁護と虐待防止
 - （4）高齢者の安全安心
 - （5）災害に対する備え
 - （6）感染症に対する備え
- 5 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び業務効率化の取組
 - （1）介護人材の確保・定着
 - （2）介護職員等の養成及び資質向上
 - （3）介護の担い手に関する取組
 - （4）業務効率化の取組

6 介護保険制度の円滑な運営と介護給付の適正化

- (1) 介護保険制度の円滑な運営
- (2) 介護給付の適正化

3 次期プランの概要

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防・住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に取り組むことで、地域共生社会の実現を図ります。

<具体的な取組>

1 介護サービス基盤の整備

- (1) 介護サービス基盤の整備

2 地域包括ケアシステム推進のための支援

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 在宅医療・介護連携の推進
- (3) 介護予防・生活支援サービスの充実

3 認知症施策の推進

- (1) 地域支援体制の強化と普及啓発～「共生」の取組
- (2) 医療・介護サービスの充実～「予防」の取組

4 安全安心のまちづくり

- (1) 高齢者の社会参加
- (2) 高齢者に相応しい住まいの確保
- (3) 権利擁護と虐待防止
- (4) 高齢者の安全安心
- (5) 災害に対する備え
- (6) 感染症に対する備え

5 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- (1) 介護人材の確保・定着
- (2) 介護職員等の養成及び資質向上
- (3) 介護現場の生産性向上の推進

6 介護保険制度の円滑な運営と介護給付の適正化

- (1) 介護保険制度の円滑な運営
- (2) 介護給付の適正化

4 次期プラン策定のポイント

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年を迎えることとなります。
- また、高齢者人口がピークを迎える 2040 年を見通すと、85 歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。
- これらのことを踏まえ、次の 3 点をポイントとして次期プランを策定します。

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要。
- 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- 保険者機能を強化する市町への支援を推進

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- 県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進
- 介護サービス事業者情報公表制度について財務状況の情報を追加

5 次期プランの検討体制

策定にあたっては、三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において検討を行います。

また、医療計画との整合性の確保に関しては在宅医療介護連携のための地域別広域調整会議（協議の場）において、医療関係者等との有識者を交えた検討を行います。

6 今後のスケジュール（予定）

令和5年	8月	高齢者福祉専門分科会（第1回）	
	10月	県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会	概要説明
	11月	高齢者福祉専門分科会（第2回）	中間案検討
	12月	県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会	中間案説明
		パブリックコメント（～令和6年1月）	
令和6年	2月	高齢者福祉専門分科会（第3回）	最終案検討
	3月	県議会医療保健子ども福祉病院常任委員会	最終案説明
	3月末	プランの策定	